

佐倉市新型コロナウイルス療養報告書（保護者記載）

教育・保育施設等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。新型コロナウイルスは何度も変異を繰り返し、現在は小児の新型コロナウイルス感染者の多くが、風邪症状程度となっています。しかし、感染力が他の感染症より強いことや、重症化しやすいお子さんもいらっしゃるため、お子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のために『新型コロナウイルス登園停止期間』を厳守して頂くと共に、新型コロナウイルスに感染したとの診断を受けましたら、教育・保育施設にご連絡のうえ、医師の指導のもと、各施設と登園停止期間を共にご確認ください。また、登園にあたっては、下記の内容を医師の指示に従い、保護者の方がご記入ください。

新型コロナウイルス登園停止期間早見表

《新型コロナウイルス出席停止期間の基準》

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで

- * 「発症した日の翌日」から発症 1 日目、「症状軽快した日の翌日」を症状軽快後 1 日目と数えます。
- * 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- * 「発症した日」と「症状軽快した日」は、数えるときに、含みません。
- * 症状が早い時期に軽快しても、出席停止期間は短縮されません。
- * 発症から 10 日間はマスクの着用が推奨されていますが、お子さんの場合には一律に求めません。

発症0日目=症状が出現した日 または、陽性が確認された日	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
発症後 1 日目～4 日目に 症状が軽快した場合		症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快		登園可能	
発症後 5 日目に 症状が軽快した場合 ※これ以降は同じ考え						症状軽快		登園可能

ぐみ 園児氏名 _____

新型コロナウイルスとの診断を受け療養中のところ、下記経過のとおり、医師の指導のもと、出席停止期間の基準を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、____月____日より登園します。

記

* 1～3については、いずれも新型コロナウイルスと診断を受けた際に医師の指示を仰ぎます。

1. 発症した日 _____ 月 _____ 日
2. 症状が軽快した日 _____ 月 _____ 日
3. 登園可能日（発症した翌日から 5 日を経過かつ症状軽快後 1 日を経過） _____ 月 _____ 日
4. 受診医療機関名 _____（ _____ 月 _____ 日受診）

記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名 _____